2022年

御社の組織活力・生産性 UP を促進する
あ お ば 新 聞

No204

〒364-0035　埼玉県北本市西高尾６－６－１　e-mail：mado@aobaroumuoffice.com
TEL：048-592-0475　FAX：048-592-0590
編集長：栗原　翼　局長：田島　智　社主：阿久津　渉

社会保険労務士法人
あおば労務経営事務所

社会保険に加入させなければならない社員の方の手続きに漏れはありませんか？

毎年１回行われる、社会保険料の基になる報酬額を改めて算定し直す手続き（算定基礎届）の時期が近づいています。それに伴い、年金事務所から調査の連絡が来ている会社様は何を指摘されるのか不安に思われることもあると思います。

そこで、今回のあおば新聞では、指摘を受けることが多い社会保険の加入に関して、改めて社会保険の加入要件のおさらいと、社会保険の手続きが漏れがちなケースについてまとめました。また、手続きをしなかった場合にどのようなリスクがあるかを簡単にまとめましたので、併せてご確認ください。

社会保険の加入要件

Q1.　どんな人が入社したら、会社で社会保険の手続きが必要でしょうか？

A1.　①　常勤役員　、②　正社員　、③　正社員(フルタイム)の勤務時間に対して週の勤務時間および、月の勤務日数が4分の3以上のパート・アルバイト等　が対象です。

Q2.　社会保険に加入させる必要のある従業員の範囲が広がると聞いたのですが、どのような企業が対象となりますか？

A2.　対象となる企業は段階的に次の通りです。

第1段階として、2022年10月より、　A1の人数　が、101人以上の企業が対象となります。

第2段階として、2024年10月より、　A1の人数　が、51人以上の企業が対象となります。

Q3.　段階的に対象となる会社では、どのような人が追加で対象者となりますか？

A3.　以下の4つの要件を満たす方が追加で社会保険に加入することになります。

(1)　週20時間以上働く　、(2)　賃金が月額88,000 円以上(ただし、残業代や精皆勤手当、家族手当、通勤手当は除きます）、

(3)　２ヶ月以上雇用する見込みがある　、(4)　学生ではない

これまでは、A1の人数が 501 人以上の企業や、特別に社会保険に入れるような企業に勤めていることが要件でした。

手続きが漏れがちなケース

Q4.　当初、社会保険に入らない時間数で契約していた人が、最近忙しくなり、時間を延長して正社員と同じような時間帯で働いてもらっていますが、社会保険への加入は必要ないですよね？

A4.　書面上、社会保険に加入する必要のない契約の人でも、恒常的に(2ヶ月を超えて)社会保険に入る必要がある人と同様に働いている場合は、社会保険の加入の手続きをする必要があります。

実際に働いている時間をチェックして、社会保険に入っていない方が、2ヶ月以上連続して社会保険に加入する程度の働き方になっていないか確認してみましょう。

手続きをしなかったら・・・

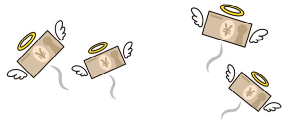

Q5.　手続きしなかったとしたら、会社はどのようなリスクを負うことになりますか？

A5.　年金事務所の調査があった際に、最長で過去2年間遡って、社会保険の加入手続きをしなければならない可能性があります。その場合、本人から保険料の追加徴収が必要になりますし、会社としても未納分を一括で納付することとなります。

判断に迷うことなどございましたら、一度、あおば事務所までご相談ください。

■　賞与を支払ったら、あおば事務所までお知らせください　■

賞与を支給した場合、または、賞与支給月に支給がなかった場合も届け出が必要ですので、あおば事務所までご連絡ください。
賞与の保険料額の計算にあたり、協会けんぽのご本人負担分の保険料率をお知らせいたします。

健康保険　4.855％(埼玉)、4.905％(東京)、4.885％(茨城)、4.865％(群馬)、4.925％(神奈川)
介護保険　0.82％(40 歳以上 65 歳未満の方)、　厚生年金　9.15％
雇用保険　一般の事業 0.3％(建設業　0.4％)　※10 月より　一般の事業 0.5％(建設業　0.6％)

①　賞与の社会保険料を計算する際には支給額 1,000 円未満の端数は切り捨てます。※雇用保険料は切り捨てない金額で計算
たとえば賞与額が 123,456 円の場合は 123,000 円としてこの額に上記保険料率を掛けて計算します。

②　上限額を超えた部分には保険料がかかりません。
健康保険　１年度(4 月～3 月まで)の賞与額の累計が 573 万円
厚生年金　１回の支払い額が 150 万円(同月に複数回の支払いがある場合はその合計額)

■　高年齢者・障害者雇用状況報告について　■

5 月下旬以降に行政より、対象の事業主様宛に高年齢者・障害者雇用状況報告書が届きます。
この報告書は法律に基づいて毎年6 月１日現在の高年齢者と障害者の雇用に関する状況を管轄のハローワークを経由して厚生労働大臣に報告するものです。

報告義務のある事業主は以下のとおりです。

- 高年齢者雇用状況報告書 ･･･　常用労働者数(週の労働時間が 20 時間以上の労働者)が 31 人以上の事業主
- 障害者雇用状況報告書 ･･･　常用労働者数(週の労働時間が 20 時間以上の労働者)が 43.5 人以上の事業主

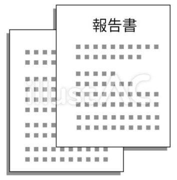

障害者雇用状況報告をしない場合または虚偽の報告をした場合は罰則(30 万円以下の罰金)の対象となりますのでご注意ください。

■　労働保険料の第１回納付期日が近づいてきました　■

①　個別に年度更新の申告を行っており、納付方法が口座振替の場合　9 月 6 日引落し
②　個別に年度更新の申告を行っており、納付方法が納付書の場合　7 月 11 日までに納付
③　事務組合委託の場合　7 月 13 日までに納付 or 口座振替

尚、本年度の口座振替より、引き落としの名目が「 労働保険 」から「 RKS(ロウドウホケン) 」へ変更となります。

■　社会保険の算定基礎届の時期になりました　■

算定基礎届とは4月、5月、6月支給の給与の総額を基に、その年の9月分からの社会保険料額を決める手続きです。
当事務所より算定についてのお知らせをメール(顧問先様によっては郵送)でお送りしています。必ず開封のうえ、内容を確認いただきますようお願い申し上げます。ご不明な点がありましたら、あおば事務所までご連絡ください。